

**酪農乳業産業基盤強化特別対策事業 酪農生産基盤強化事業 地域生産基盤強化支援事業の実施概要**

事業メニュー	事業内容	助成対象及び助成率又は額	要件	提出する書類等(実施計画・助成申請)	提出・整備しておく書類等(実績報告等)
<b>1. 生産基盤強化の改善・指導</b>					
(1)会議の開催	事業実施主体が、自ら又はその会員団体を区域とする地域において、酪農乳業関係者等で構成する会議を開催し、当該地域の酪農生産基盤の強化のための経営及び技術的課題とそれを改善するための具体的な指導及び支援、課題解決の方針を設定	定額 ○ 会場借料 ○ 会議費 ○ 出席者旅費 ○ 学識経験者等専門家の謝金	○ 地域の関係者が緊密に連携し、幅広い関係者で構成し協議すること ○ 課題解決の方針は、本事業終了時において、管内の酪農生産基盤の課題解決を図る観点から策定すること		○ 会議資料(次第、出席者名簿、提出資料) ○ 議事録 ○ 設定した課題解決の方針資料 ● 支出明細・領収書等の写し ● 事業実施主体の旅費や謝金に関する規程
(2)研修会の開催	(1)の会議で設定した課題解決の方針を実行するための酪農家等を対象にした研修会の開催	定額 ○ 会場借料 ○ 会議費 ○ 講師旅費・謝金 ○ 事務局旅費	○ 1の(1)の方針に基づく研修会		○ 研修会資料(内容、参加者名簿、提出資料) ○ 研修会実施記録 ● 支出明細・領収書等の写し
(3)現地指導、その他	(1)の会議で設定した課題解決の方針を実行するための酪農家等を対象にした現地指導など	定額 ○ 専門家の旅費・謝金 ○ 事務局旅費	○ 1の(1)の方針に基づく現地指導等		○ 現地指導資料(内容、参加者名簿、提出資料) ○ 現地指導実施記録 ● 支出明細・領収書等の写し
<b>2. 生産基盤強化支援対策の推進</b>					
(1)提案型生産基盤強化対策	地域の生産基盤の実態や1の(1)の課題解決の方針を踏まえ、自ら企画提案する具体的な取り組み	○ 事業実施主体が負担する費用と同額を助成 ○ ただし、指定団体会員は上限税込み500万円相当		○ 事業の具体的な内容が分かる資料(事業実施要領、実施により期待される効果の根拠となる資料・データなど)  ⇒上記資料に基づき審査を実施するので、可能な限り分かりやすい資料を添付すること。	○ 事業実施主体の事業費負担の証憑(組織決定した会議の議事録の写し、事業実施要領など)
(2)乳用牛育成基盤強化対策	管内の育成牧場や乳用雌牛の育成を専門に行う農家に乳用雌牛の育成を預託して、 <b>地域の乳用牛育成基盤を強化</b> する取り組み	○ 月額税込み3,000円相当/増頭させた育成牛 ○ ただし、指定団体会員は上限税込み300万円相当	○ 事業実施主体が、乳用雌牛の預託による育成を、原則として管内にある施設で行うこと ○ 助成対象となる乳用育成牛は、前項の施設において、前年度の在場頭数に比べて増加した頭数 ○ 在場頭数は月ごとに月末の頭数で、施設ごとに算出 ○ 事業実施主体が所有している施設であること ○ 前項以外の施設(育成農家、その他の施設等)で預託を行う場合は、委託契約等を締結すること	○ 前年度預託頭数の実績の根拠となる資料  ○ 実施主体が所有している施設である証憑 ○ 実施主体が所有し管理運営を他者が行っている場合はその委託契約等と事業対象頭数の確認方法資料  ○ 委託契約書など(該当する場合) (事業実施主体が行う預託事業を、所有する施設以外で行うに当たり必要な契約で、期間、料金設定、代金決済方法、集畜・下牧実施者、実施報告などを定めるもの) ⇒申請時点で締結されていない場合は実績で添付。	● 前年度、当年度の月末の在場頭数資料(牧場の台帳の写し、個体識別情報一覧、のいずれか)  ○ 委託契約書など(該当する場合) (事業実施主体が行う預託事業を、所有する施設以外で行うに当たり必要な契約で、期間、料金設定、代金決済方法、集畜・下牧実施者、実施報告などを定めるもの)
(3)更新経産牛有効活用対策	<b>乳用雌牛の自家育成を積極的に行っている酪農家において早期更新される乳用経産牛を、管内で継続して飼養し活用</b> するために、管内の他の酪農家への売買を斡旋する取り組み	○ 税込み20,000円相当/頭 ○ ただし、指定団体会員は上限税込み300万円相当	○ 売り手となる酪農家は、自らが飼養又は他に育成を預託している未經産牛頭数が、自らが飼養する乳用経産牛頭数の3割を上回っている者 ○ 前項は、事業実施年度の前年度の毎月末の経産牛及び未經産牛頭数を合計した頭数で算定(但し、前年度2月1日時点における○○調査結果を用いた算定も可能) ○ 本事業の斡旋により乳用経産牛を購入した酪農家は、以下の要件を満たしていることを証明することに同意すること ・購入した経産牛は搾乳に供すること。 ・購入した酪農家において1産以上させること (やむを得ない理由により遵守することが出来ない場合は、その理由書と証憑を提出)	○ 実施計画の頭数の算出根拠 ⇒計画上限での申請は空枠の原因になるので、算出根拠を提出するようにしている。	○ 斡旋を行った証明(伝票など)  ● 売り手要件を証明する資料(28年度中に事業実施主体が実施した何らかの調査の結果、牛個体識別情報のいずれか)  ● 買い手で搾乳に供したことを証明する資料(牛群検定情報、実施主体確認書のいずれか)  ● 買い手で1産以上させたことを証明する資料(牛個体識別情報、その他証明可能な資料)(年度内に1産しなかった場合は次年度以降確認し整備)  ○ 買い手要件の1産以上を満たせなかった場合の理由書と証憑(該当する場合) ※ ●については事業実施主体保管(Jミルクの依頼があった場合速やかに提出すること)